



AIG損保

AIG損保の総合事業者保険



業務災害 + 雇用リスク



●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

どの企業でも起こりうるトラブル

ケース1 安全配慮義務

業務災害

過重労働が原因でうつ病となり自殺してしまったAさん。

なんて、声をかければいいのだろう？

企業にも労働条件を改善するなどの対応義務があったとして労災認定され、安全配慮義務にもとづく使用者責任が問われた。

高額な賠償金をどうしよう…

▶慰謝料および逸失利益など
<支払金額> 約1億3,300万円

ケース2 過重労働×うつ病×解雇トラブル

雇用リスク

過重労働が原因でうつ病となり休職していたBさん。

どうやって対応すべきだろうか…

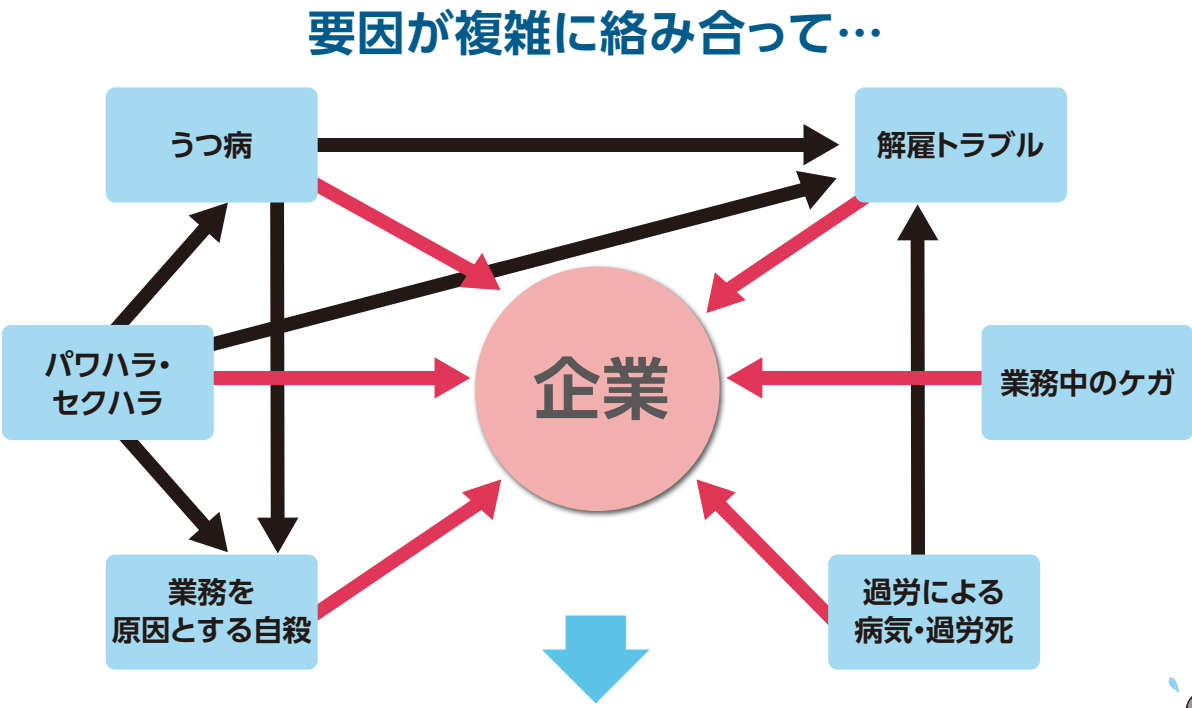
配置転換等の試みはあったものの休職期間満了を理由に解雇されたのは不当として、企業に損害賠償を訴えた。

納得がいかないな…

▶解雇は無効
▶慰謝料:100万円
▶未払賃金相当額:1,600万円
▶その他弁護士費用:400万円
<支払金額> 約2,100万円

※ケース1およびケース2は実際の事例を基に想定した事例です。金額等修正を加えています。

企業の責任が問われる時代に



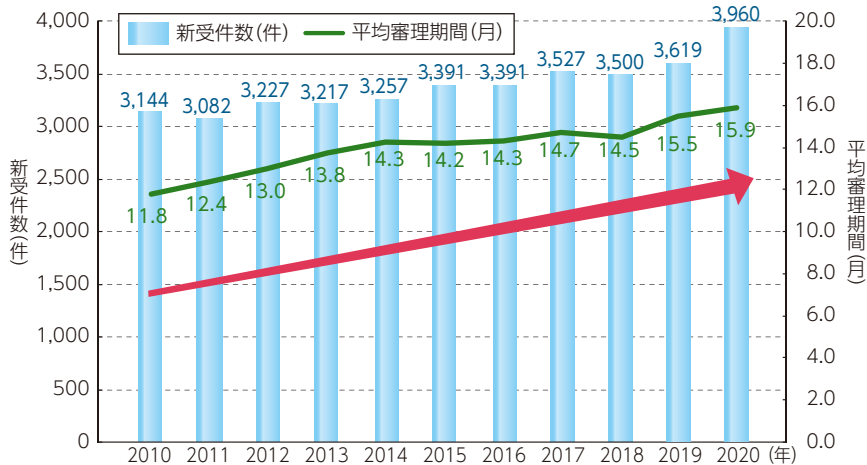
雇用トラブルに発展する可能性があります！

例えば、「パワハラ」→「うつ病」→「解雇トラブル」というように、雇用トラブルは個々の要因が複雑に絡み合っで発生します。従って企業は、要因を個々に捉えるのではなく、全体として捉えた対応をする必要があります。



労働関係訴訟の増加および長期化傾向！

■新受件数及び平均審理期間の推移 (労働関係訴訟)



出典:裁判所「地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情」

新受件数

2010年 3,144件 → 2020年 3,960件

増加!

平均審理期間

2010年 11.8か月 → 2020年 15.9か月

長期化!

企業の責任が問われる時代の背景

労働者保護の法律と制度の整備

2001年	個別労働紛争解決制度	2013年	労働契約法改正 無期労働契約への転換など、契約期間に定めのある労働契約の適正な利用のためのルールが整備されました。
2006年	労働安全衛生法改正 長時間労働者への医師による面接指導の義務づけなど、過重労働・メンタルヘルス対策が強化されました。	2014年	男女雇用機会均等法改正 合理的な理由なく転勤要件を設けることや、結婚していることを理由に職種の変更や定年について男女で異なる取扱いをすることが、差別にあたると規定されました。
2006年	労働審判制度	2017年	男女雇用機会均等法改正 妊娠・出産・育児・介護休業等の制度を利用したことや、妊娠・出産等の状態に対して行われるハラスメントを防止する措置を事業主が講じるよう規定されました。
2008年	労働契約法 (第5条) 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。 企業の従業員に対する「安全配慮義務」があることが明文化されました。 「生命、身体等の安全」には、心の健康(メンタルヘルス)も含まれます。	2018年	働き方改革関連法が成立 残業時間に上限を設けたり、正社員と非正規社員の待遇差を是正する「同一労働同一賃金」を適用することが定められました。
2010年	労働基準法改正 長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的に、時間外労働の割増賃金率の引き上げなどが実施されました。	2020年	パワハラ防止法(労働施策総合推進法など)が施行 初めて「パワーハラスメント」について法律で規定し、その防止のための措置を講じる義務が大企業に課されました。
		2022年 4月	パワハラ防止法が中小企業にも適用、ハラスメント防止対策が義務化されました。

企業の責任を追及する手段の多様化と環境の変化

- ①個別労働紛争解決制度

労働局が無料でサポートする制度で、専門家による仲裁が受けられます。
- ②労働審判制度

平均2か月半の早期解決ができる、強制執行力のある公的制度です。2020年では年間3,907件の利用実績があります。
出典:裁判所「地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情」
- ③社外ユニオン(合同労組)

労働問題のプロ集団。大勢が参加する団体交渉、強い交渉力が特徴です。
- ④労働者側の弁護士の増加

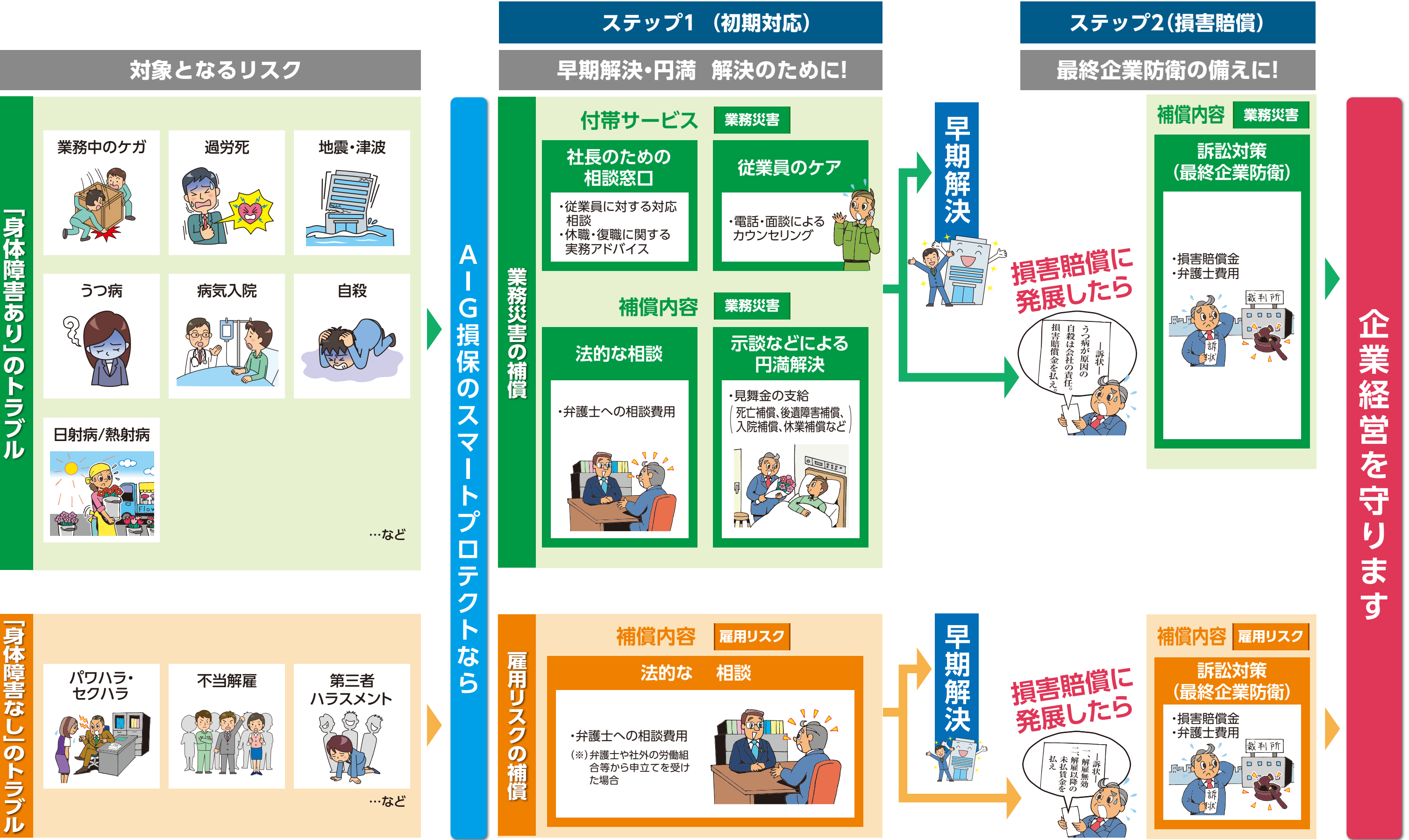
労働者側に立ち、労働問題を専門的に扱う弁護士が増加しています。
- ⑤インターネットの普及

インターネットなどで労使間トラブルの情報を簡単に集めることができるようになってい



スマートプロテクトの全体像

初期対応から損害賠償まで、状況に応じたトラブル(業務災害・雇用リスク)の 解決をサポートします。



- 1

業務災害

・

雇用リスク

を**包括的に補償**します。

ケガや病気などの業務災害に対する補償・損害賠償責任に加え、解雇トラブルやパワハラ・セクハラなどに対する企業の損害賠償責任も補償します。
- 2

貴社で働く方を**幅広く補償**します。

業務災害

の補償は、事業主、法人役員、社員、パート・アルバイトの方に加え、建設業の下請作業員や、派遣社員、製造業などの構内下請作業員も、補償の対象とすることができます。
- 3

賠償金や**弁護士費用**を補償します。

ケガや病気などの業務災害や、解雇トラブル、パワハラ・セクハラなどにより貴社が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金や弁護士費用などを補償します。
- 4

貴社の事業内容および売上高により保険料を算出します。
従業員の増加・入れ替りがあっても自動的に補償されます。

保険料は、貴社の事業内容および売上高から算出します。
保険期間中の人数報告や精算などの手間がかからず、従業員の方の増減や入れ替りがあっても保険料は変わりません。
(ご契約時には事業内容と売上高を確認させていただきます。労災保険料の申告書や損益計算書などをご準備ください。)
- 5

保険料は**全額損金処理**が可能です。

法人が契約者として従業員全員(役員を含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。
(法人税基本通達 9-3-5、9-3-6の2を準用 2022年2月現在)

業務災害 補償対象となる方の範囲

事業主、法人役員、社員、パート・アルバイトの方に加え、派遣社員、建設業の下請作業員、製造業などの構内下請作業員の方も、補償の対象とすることができます。ご契約の締結時には、従業員等の代表の方からご契約に対する同意をいただきます。

<補償の範囲> ○:補償できます ×:補償できません

補償の対象となる方	ケガの補償		病気の補償
	業務中	業務外	
事業主、常勤※1の法人役員	○	○※4	○※6
社員、常勤※1のパート・アルバイト	○	○※5	○※6
非常勤の法人役員、パート・アルバイト	○	×	×
派遣社員、建設業下請作業員、構内下請作業員※2、ビルメンテナンス業下請作業員※3	○	×	×

- ※1 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。
- ※2 ご契約者が所有・使用する事務所や工場などの施設内、またはご契約者が直接業務を行う現場内において、ご契約者と直接または数次の契約(請負・委託など)に基づき、ご契約者の業務に従事する方をいいます。
- ※3 ご契約者がビルメンテナンス事業者である場合、請負・委託などの契約に基づき、ご契約者の業務に従事する方をいいます。
- ※4 事業主・役員フルタイム補償特約またはフルタイム補償特約セット時に補償できます。
- ※5 フルタイム補償特約セット時に補償できます。
- ※6 病気を補償する特約セット時に補償できます。

業務災害 補償のご説明①

従業員のケガなどの補償

訴訟などの大きな問題に発展させないために、従業員への補償を準備することができます。

補償対象者(従業員の方など)が保険期間中に被った次のケガなどが、補償の対象となります。
「業務上疾病」を除き、いずれもケガなどを被った日を含めて180日(医療費用補償保険金のみ365日)の間がお支払いの対象です。

補償の対象となるケガなど

- 業務に従事中または通勤途上の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(骨折、やけどなど)
有毒ガス・有毒物質による急性中毒および業務に従事中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も補償します。
- 業務遂行に伴い生じた日射病、熱射病などの症状
- 業務上疾病(くも膜下出血、心筋梗塞、うつ病など)
業務を原因とする病気を補償します。
ただし、アスベストが原因の病気、じん肺塵肺症を除きます。
なお、対象となる保険金およびお支払いの条件は、次のとおりです。
 - ・死亡補償保険金・後遺障害補償保険金は、労災保険の給付が決定した場合に補償の対象となります。
 - ・入院補償保険金・手術補償保険金は、労災保険の給付の請求が受理された場合で、保険期間中に入院を開始または手術を受けたときに補償の対象となります。
- 労災保険の給付が決定した自殺行為によるケガなど



従業員のケガなどの補償

主な保険金



死亡補償保険金【必須】

ケガなどにより亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

(注) 同一の原因によるケガなどに対して、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金を重複してお支払いする場合は、いずれか高い金額が限度となります。



入院補償保険金

ケガなどにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。

(同一の原因によるケガなどにつき180日限度)



通院補償保険金

ケガなどにより通院した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。通院に準じた状態^(※1)および往診も対象となります。

(同一の原因によるケガなどにつき90日限度)

(※1) 骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギブスなど^(※2)を常時装着した状態をいいます。

(※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。



医療費用補償保険金

ケガなどにより医師の治療を受けた場合に、実際に負担した次の費用をお支払いします。

(同一の原因によるケガなどにつきご契約の保険金額限度)

- 公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用
- 入退院・転院のための交通費
- 医師の指示による薬剤・医療器具などの費用

(注) 労災保険からの給付などを差し引いてお支払いします。



後遺障害補償保険金

ケガなどにより身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じて、後遺障害等級(第1級～第14級)ごとに定めたとご契約の保険金額をお支払いします。



手術補償保険金

ケガなどにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。

(同一の原因によるケガなどにつき1回限度)

① 入院中に受けた手術の場合[入院補償保険金日額×10]

② ①以外の手術の場合[入院補償保険金日額×5]



休業補償保険金

ケガなどを被った日から180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、[ご契約の保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。

(同一の原因によるケガなどにつき、就業不能となった日から起算してご契約の期間(30日・60日のいずれか)が限度)



災害付帯費用補償保険金

死亡補償保険金または後遺障害等級第1級から第3級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。香典代、代替社員雇入費用など貴社が通常負担する費用に充当することができます。

補償の範囲を広げる特約



地震・噴火・津波危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因で、補償の対象となる方がケガなどをした場合も、保険金をお支払いします。



フルタイム補償特約

日常生活中や休暇中など、業務外でケガ^(※1)をした場合も保険金をお支払いします。

(注) 補償の対象となる方は、事業主、常勤^(※2)の法人役員、社員および常勤^(※2)のパート・アルバイトの方です。

(※1) 有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含み、日射病・熱射病などの症状は含みません。

(※2) 常勤とは、ケガ^(※1)を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。



保険金をお支払いできない主な場合

次のケガなどに対しては、保険金をお支払いしません。

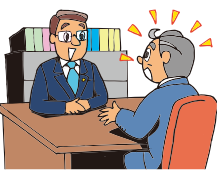
- 急激・偶然・外来の事故によらないケガ(疲労骨折など)
- むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの
- 入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガなどによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 次の事由により生じたケガなど
 - ・故意または重大な過失
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
 - ・自動車・バイク・フレンなどの無資格運転・酒気帯び運転
 - ・戦争・革命・内乱・暴動
 - ・放射線照射・放射能汚染
 - など



業務災害に関する企業の損害賠償責任などの補償

労務トラブル発生時に、訴訟問題に発展させないよう弁護士に相談する費用を補償します。

また、万一の高額賠償から企業経営を守ります。



事業主相談費用等保険金

従業員など補償の対象となる方が保険期間中に業務に伴いケガや病気を被ったことにより、貴社が負う責任の有無やその対応について弁護士に相談し、次の費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。

保険期間中に国内で弁護士に法的な相談を行った費用など(1災害につき100万円限度)

(注) あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限りです。ただし、使用者賠償責任補償特約で支払うべき費用に対しては保険金をお支払いしません。



保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- ご契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- アスベストが原因の病気
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染
- など



使用者賠償責任補償特約

従業員など補償の対象となる方が保険期間中に業務に従事中または通勤途上で被ったケガや病気について、貴社(役員を含みます。)や従業員(パート・アルバイトの方は保険の約款に定める日数・時間以上労働している方に限ります。))が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

(注1) 貴社が建設業の場合、貴社の下請負人やその役員等の損害賠償責任も補償します。

(注2) 労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の請求結果が必要です。

(注3) 補償の対象となる方が派遣社員・下請作業員などの場合は、日本国内でケガや病気を被った場合に限ります。

損害賠償金、争訟・弁護士費用など(1災害につきご契約の保険金額を限度とし、労災保険の給付額や貴社の法定外補償給付額などを差し引いてお支払いします。)

(注) 損害賠償金額の決定や争訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。



保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害賠償金や費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- ご契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- アスベストが原因の病気、風土病
- 特別な約定により加重された賠償責任
- 住居および生計を共にする親族のケガ・病気(個人事業主または役員等が損害賠償責任を負う場合)
- 労災保険に特別加入していない海外派遣者のケガ・病気
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染
- など

病気の補償

従業員などの被保険者が保険期間中に発病した病気が、補償の対象です。

業務中に発病した病気(精神障害や脳・心臓疾患など)に加え、日常生活で発病した病気も補償します。



疾病入院医療費用保険金

保険期間中に日本国内で、公的医療保険制度や労災保険などを利用して入院を開始した場合または先進医療を受けた場合に、そのいずれか早い日から365日目の月の末日までに負担した次の費用などをお支払いします。

(1回の入院につきご契約の保険金額(50万円・80万円・100万円のいずれか)が限度)

● 入院時の治療費 ● 食事療養費 ● 差額ベッド代 ● 先進医療費用

● 交通費 ● 諸雑費 ● 親族付添費 ● ホームヘルパーの雇入費用など

※ 上記補償の対象となる費用には諸条件があります。詳細については、パンフレット等をご覧ください。



保険金をお支払いできない主な場合

次の病気などに対しては、保険金をお支払いしません。

- 保険期間が始まる前に、既に発病していた病気
- ただし、既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。
- むちうち症、腰痛などのうち、画像検査等で異常が認められないもの
- 妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩の場合はお支払いします。)
- 次の事由により生じた病気
 - ・故意または重大な過失
 - ・アルコール依存・薬物依存
 - ・自殺行為
 - ・戦争・革命・内乱・暴動
 - ・放射線照射・放射能汚染
 - など



雇用慣行賠償責任補償特約

不当解雇や雇用差別、ハラスメントなどによって起こる、会社、役員、管理職の方などへの損害賠償請求に備える特約です。



初期対応の補償(事業主相談費用等補償)

損害賠償請求がなされる前に、貴社が社外の労働組合、弁護士、社会保険労務士、労働局または労働基準監督署から「**不当雇用慣行**」(※1)または「**第三者ハラスメント**」(※2)の疑いがあるとの申立てを受け、保険期間中に弁護士に相談した場合に、保険金をお支払いします。

(注1)日本国内で行われた不当な行為により、日本国内で弁護士への相談を行った場合が補償の対象です。

(注2)あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限りです。

(注3)残業代など賃金の未払いがあったとする申立ては補償の対象となりません。



(※1)「**不当雇用慣行**」とは

- 不当解雇または不当な雇用関係の終了(雇い止めなど)
- 雇用に関するパワーハラスメント、セクシャルハラスメント
- 雇用に関する不当な差別行為、懲戒行為

…など

(※2)「**第三者ハラスメント**」とは

役員または従業員が業務の遂行上、またはその地位に関連して、役員および従業員を除く個人に対して行ったハラスメントまたは名誉毀損など

■補償を受けられる方

貴社

■お支払いする保険金

国内で弁護士に法的な相談を行った費用、交渉等に要する費用、着手金、報酬金など
(一連の相談につき100万円限度)



賠償責任の補償

「**不当雇用慣行**」(※1)または「**第三者ハラスメント**」(※2)を請求の理由として、貴社が保険期間中に損害賠償請求された場合に、保険金をお支払いします。

「**第三者ハラスメント**」を請求の理由とする場合は、建設業の下請負人が貴社と共に損害賠償請求された場合に限り、その下請負人も補償されます。

(注1)日本国内で行われた不当な行為により、日本国内でなされた損害賠償請求が補償の対象です。

(注2)損害賠償金額の決定や弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。

(注3)残業代など賃金の未払いがあったとする請求は補償の対象となりません。



<事故例>

- 不当解雇であるとして、解雇無効や解雇以降の賃金相当額を請求された場合
- パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを受け精神的苦痛を被ったとして損害賠償請求された場合

…など

■補償を受けられる方

貴社とその役員・従業員

(注)第三者ハラスメントを請求の理由とする場合は、建設業の下請負人が記名被保険者(貴社)と共に損害賠償請求された場合に限り、その下請負人も補償されます。

■お支払いする保険金

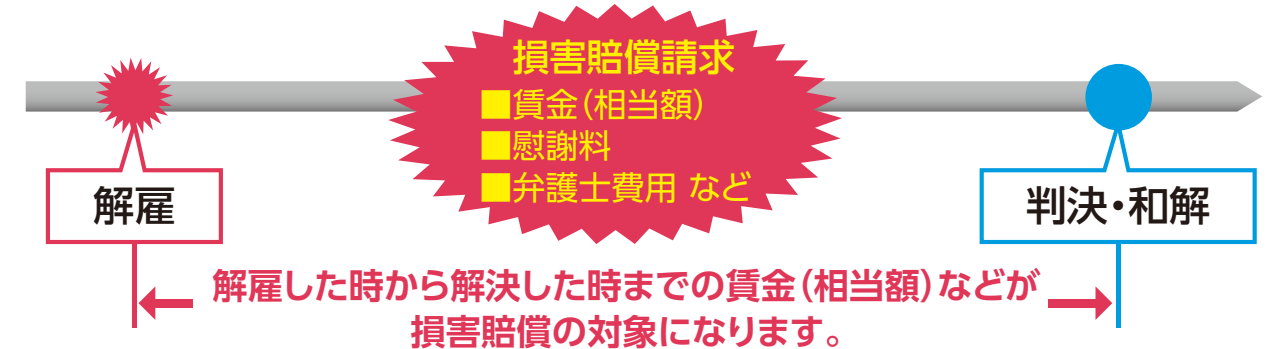
損害賠償金、和解金・示談金、弁護士費用など

(1請求および保険期間中につきご契約の保険金額限度)

(注1)損害賠償金、和解金・示談金などについては、ご契約の自己負担額を差し引いてお支払いします。

(注2)在職中の労働の対価として支払うべき賃金、残業代、退職金などは、補償の対象となりません。

解雇トラブルの場合は、
時間の経過とともに**損害賠償金**は増加します。



注意!

①「**残業代**」や「**退職金**(割増退職金を含みます。)」などは補償対象となりません。

②この補償の初年度契約の保険期間開始日より前の不当な解雇や不当な雇用関係の終了(雇い止めなど)に起因する損害賠償請求は補償の対象となりません。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 雇用契約などの契約または法令に違反を知っているながら行った行為
知っていたと考えられる合理的な理由がある場合を含みます。
- この補償の初年度契約の保険期間開始日(以下「**遡及日**」といいます。)より前に行われた不当な解雇、不当な雇用関係の終了(雇い止めなど)(注1)(注2)
- 遡及日以前に損害賠償請求されるおそれがあることを知っていた場合
- 遡及日において既に提起されていた訴訟
- ケガ・病気または財物の損壊
- 貴社の倒産
- 次のいずれかの取引が有効になった日の後の行為(注3)
 - ・他の会社などと合併、統合すること。
 - ・他の会社などの子会社になること。

…など

次の事由を原因とする弁護士への相談に対しては、保険金をお支払いしません。

- 遡及日以前になされていた不当な行為の申立て

…など

(注1)継続契約のお手続きが遅れた場合などの理由により、保険期間が空いてしまった場合には、その後のご契約の保険期間の開始日より前に発生した不当な解雇などは、補償の対象にはなりません。

(注2)遡及日の後に行われた不当な解雇などであっても、その行為と同一または関連する行為が遡及日より前に行われていた場合は、補償の対象となりません。

(注3)これらの取引が有効になった日の後の行為を補償するためには、所定のお手続きが必要です。

新規のお申込みで次に該当する場合「雇用リスクの補償」はご契約いただけません。

- 過去3年でこの特約で補償される事故と同種の事故がある場合

社会保険労務士や臨床心理士など専門家が労務全般に関するご相談や
休職者・復職者への対応に関するアドバイスをします。

事業主向け

① 社長のための労務相談ホットラインサービス

事業主・人事労務担当の方がご利用いただけます。



パワハラを
受けたとの申し出が
従業員からあったが、
どうしたらよいか？

休職中の連絡や待遇は？

職場復帰の対応は？

社会保険労務士や心理カウンセラーなどが、健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険など労務全般に関するご相談、ハラスメント・休職者・復職者への対応方法に関するご相談、就業規則上の問題解決などに関するご相談に対して電話にてアドバイスをを行います。

(注) 労務関連の手続きや書類作成などの実作業に関するご相談はお答えできません。また、個別事案など相談の内容によりお答えできない場合があります。ご相談の内容により回答にお時間をいただく場合があります。

ご利用条件	事業主相談費用等保険金をセットした場合にご利用いただけます。
-------	--------------------------------

企業の福利厚生制度として、日々の健康や病気予防にお役立ていただけます。

事業主・役員・従業員およびそのご家族向け

③ 24時間電話健康相談 ④ 介護相談ホットライン

事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。



夜中に受診できる病院を知りたい。

ケガの応急手当、
どうしたら良いの？

親の介護と仕事の両立について
アドバイスをもらいたい。

- 
- 24時間電話健康相談
24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師など)がお電話でアドバイスします。
 - 介護相談ホットライン
働きながら介護をしている従業員の方や、介護を担う従業員のご家族のための相談窓口です。ケアマネジャーなどの有資格者が、傾聴・アドバイスします。

ご利用条件	次のいずれかの場合にご利用いただけます。 ■死亡補償保険金を1,500万円以上セット ■疾病入院医療保険金をセット ■疾病入院療養一時金をセット	■疾病入院医療費用保険金をセット ■事業主相談費用等保険金をセット
-------	---	--------------------------------------

事業主・役員・従業員向け

② メンタルケアカウンセリングサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。



理由もないのに
突然不安になり、
胸がドキドキする。

ゆううつで気分がすぐれない。

人前に出るのが怖い。



- 電話によるカウンセリング(原則回数制限なし)
電話によるカウンセリングを提供します。面談と異なり、カウンセリングルームの所在地域や、訪問時間を気にすることなく、初期段階から気軽にカウンセリングを受けることが可能です。

- 面談カウンセリング(年間3回まで利用可能)
日本各地のカウンセリングルームまたはオンラインにて、心理カウンセラーによる面談カウンセリングをご提供します。

ご利用条件	次のいずれかの場合にご利用いただけます。 ■死亡補償保険金を1,500万円以上セット ■疾病入院医療保険金をセット ■疾病入院療養一時金をセット	■疾病入院医療費用保険金をセット ■事業主相談費用等保険金をセット
-------	---	--------------------------------------

事業主・役員・従業員向け

⑤ 生活習慣病サポートサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。



健康診断で高血圧と
言われたので心配。

糖尿病の専門医療機関を
知りたい。

生活習慣病を
悪化させない方法
を知りたい。



糖尿病をはじめとする生活習慣病の専門知識を有する保健師・看護師などの相談スタッフが生活習慣病について電話によるご相談をお受けします。また、日本の糖尿病治療を代表する優秀糖尿病臨床医*の手配・紹介や、糖尿病の専門医療機関情報の提供を行います。
*ティーパック株式会社の用語定義です。

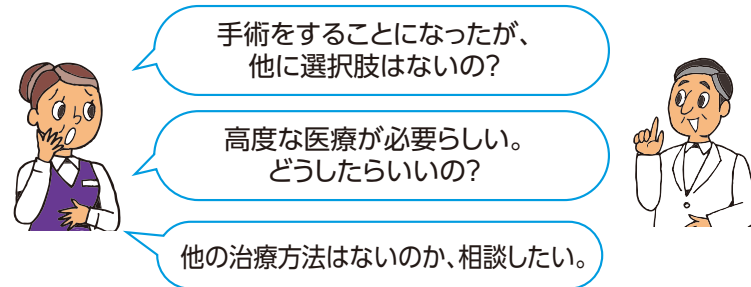
ご利用条件	次のいずれかの場合にご利用いただけます。 ■疾病入院医療費用保険金を50万円以上セット	■疾病入院医療保険金を5,000円以上セット
-------	--	------------------------

企業の福利厚生制度として、万一病気に罹患した場合にお役立ていただけます。

事業主・役員・従業員向け

⑥ セカンドオピニオンアレンジサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。



各診療科領域における学会で要職を経験した医師※（総合相談医※）が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法について意見（セカンドオピニオン）を提供します。総合相談医※の判断により高度な専門性が求められる場合には、評議員会で選考された専門医※の紹介（紹介状の作成）もします。状況に応じて、オンラインまたは電話でのセカンドオピニオンや、提携医療機関の受診手配・予約を行います。

※ティーベック株式会社の用語定義です。

ご利用条件

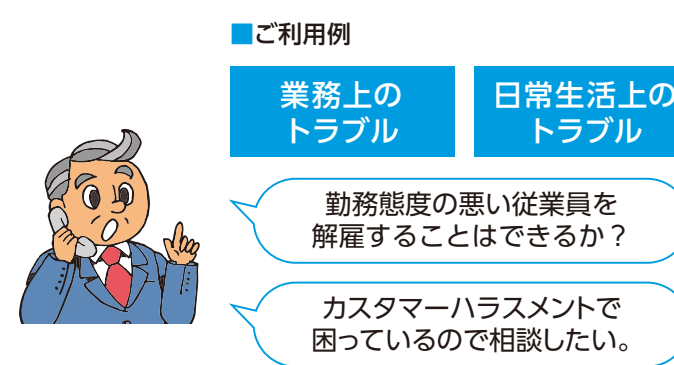
次のいずれかの場合にご利用いただけます。
 ■疾病入院医療費用保険金を50万円以上セット
 ■疾病入院医療保険金を5,000円以上セット

業務上・日常生活上のトラブル対処などにお役立ていただけます。

事業主向け

⑧ 弁護士による法律相談ホットラインサービス（予約制）

ご契約者の代表者（代表者が指定した者を含む）の方がご利用いただけます。



労務トラブルに加え、取引先や顧客とのトラブル、さらに日常生活上のトラブルなど、法律に関するご相談に、弁護士が電話でお答えします。

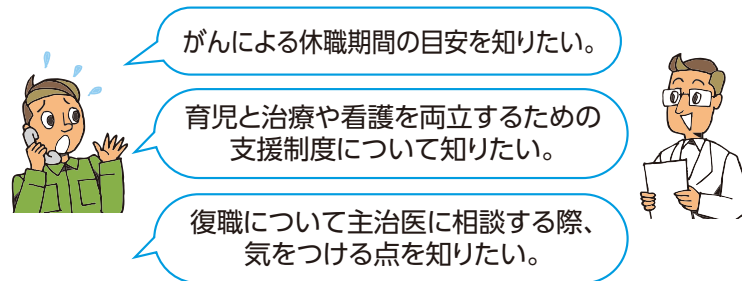
〈ご利用上のご注意〉

- ・電話相談は1回につき60分以内とし、年3回（毎年1月1日～同年12月31日）までとします。また、日本国内のご相談が対象となります。
- ・サービスは、弊社提携法律事務所を通じてご提供します（予約制）。
- ・サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
- ・ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
- ・サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にはお電話でご確認ください。

事業主・役員・従業員およびそのご家族向け

⑦ がん治療と仕事の両立支援サービス

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。



社会福祉士、看護師、医師、臨床心理士、薬剤師、社会保険労務士などの相談スタッフが、がんに関与された方へ、治療と仕事を両立するためのアドバイスや社会保障制度のご案内をお電話にて行います。面談による相談も、東京3ヶ所、大阪1ヶ所で提供します。

■人事労務ご担当者へ

がんに関与された従業員の方が働きやすい職場づくりのための人事労務のアドバイスを行います。

（注）事業主・役員・従業員の方のがんに関するご相談に限ります。

ご利用条件

次のいずれかの場合にご利用いただけます。
 ■疾病入院医療費用保険金を50万円以上セット
 ■疾病入院医療保険金を5,000円以上セット

①～⑦のサービスは、ティーベック株式会社に委託してご提供します。
 ●サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。あらかじめご了承ください。
 ●サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
 ●サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。ご相談の内容等により相談を制限または停止させていただきます場合があります。
 ●⑤⑥のサービスにおいて医療行為は医師が法令に基づき行います。ティーベック株式会社が行うことはありません。